

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

EX 5.7.2—公正価値ヘッジの例:フェーズ1の救済措置とフェーズ2との相互作用

背景となる事実

企業Aは12月31日を期末日とし、IAS第39号のヘッジ会計の適用を選択しています。

企業Aは、2015年10月1日に、利率3%の10年物固定金利10,000米ドルの社債を発行しました。この社債は、償却原価で測定(公正価値ヘッジに指定されることを前提にヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動を調整)されます。企業Aは、社債契約の締結(2015年10月1日)と同時に、6カ月物米ドルLIBOR利払、固定金利(3%)利受の10年物金利スワップ契約(「ヘッジ手段」)を締結しました。また、企業Aは、同時に、6カ月物米ドルLIBORの金利の変動に起因する米ドル建て社債(2015年発行)の公正価値の変動の公正価値ヘッジに当該スワップを指定しました。ヘッジ開始時に、米ドルLIBORが社債の契約上明示されていないリスク要素であることを踏まえ、企業Aは、リスク要素が個別に識別可能であり、信頼性をもって測定可能であることを実証しました。

企業Aは、ドル・オフセット・テストに基づくシナリオ分析を用いて、ヘッジ開始時および各報告日に将来に向かっての有効性テストを実施します。ヘッジ手段(すなわち、金利スワップ)の主要な条件は、すべて、2015年のヘッジ開始時におけるヘッジ対象の主要な条件と一致します。このように、すべてのシナリオの下で、ヘッジ関係は将来に向かって有効性が非常に高くなっています。遡及的な有効性テストについて、企業Aは、累計ドル・オフセット・テストを行ない、ヘッジ手段の公正価値の変動と比較してヘッジされるリスクに関するヘッジ対象の社債の公正価値の変動を測定します。ヘッジの開始以降、ヘッジは引き続き有効性が非常に高く、また、ヘッジされるリスク要素は(少なくとも企業がフェーズ1の救済措置を採用するまでは)独立して識別可能であり、信頼性をもって測定可能です。

当該社債の帳簿価額は、ヘッジされるリスクに関する公正価値の変動について調整されており、純損益に同額の反対仕訳を行います。デリバティブの公正価値の変動は損益計算書の同じ勘定科目で計上されているため、純額ポジションはヘッジ関係のヘッジ非有効部分を表します。

金利スワップには、米ドルLIBORが廃止された場合に何が代替指標金利になるかを示すフォールバック条項が含まれていません。ヘッジ対象は固定利付債であるため、フォールバック条項を含んでいません。

当該債務は、企業Aによる早期償還はできません。

企業Aは、契約が2020年に修正されることや、IBOR改革で要求される変更のみによって2020年にヘッジが中止されることを想定していないため、「IBOR改革-フェーズ2」の修正の早期適用を選択していません。したがって、これらの修正は2021年12月31日に終了する事業年度に適用されます。企業Aは、2019年12月31日に終了した事業年度にフェーズ1の修正を早期適用しており、そのため、この修正は2020年12月31日に終了する事業期間およびそれ以降の事業年度においても引き続き適用されます。

IFRS第9号の救済措置は、(IFRS第9号の用語を参照している)IAS第39号の救済措置と概ね一致しているため、この設例では、IFRS第9号による救済措置の適用を説明していますが、同時にIAS第39号に固有の救済措置も説明しています。

注: 企業AはIFRS適用の期中財務諸表を作成していません。

開始時(2015年10月1日)のヘッジ関係の概要

ヘッジされるリスク	6カ月物米ドルLIBORの金利の変動に起因する米ドル建て社債(2015年発行)の公正価値の変動
ヘッジ対象	2015年10月1日に発行された10,000米ドルの10年物3%固定利付債
ヘッジ手段	6カ月米ドルLIBOR利払、3%利受の名目10,000米ドルの10年物金利スワップ
将来に向かっての有効性テスト方法	ドル・オフセット・テストを用いたシナリオ分析
遡及的なテスト方法	累積的ドル・オフセット・テスト

LIBORの期待および実際の変動の概要

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
ヘッジ対象 - 固定利付債	N/A-3%の固定			
ヘッジ手段 - 金利スワップ	米ドル LIBOR	担保付翌日物調達金利 (SOFR)	SOFR	SOFR
想定される米ドルLIBORの置換時期	ヘッジ手段については2021年6月	ヘッジ手段については2021年6月	N/A	N/A
契約上明示されていない金利指標のリスク要素としてSOFRの「独立して識別可能」(SI)の期待評価	N/A	SOFRが2023年5月末までにSI要件を満たすという合理的な期待*	SOFRが2023年5月末までにSI要件を満たすという合理的な期待*	2023年5月にSI要件を満たす

* 適切な分析に基づく

本開示例における救済措置の概要

	2020年12月期	2021年12月期
リンク/参照ページ	3	5
フェーズ1の救済措置		
可能性が非常に高いという要求事項	N/A	N/A
将来に向かっての評価-ヘッジ対象	✓	終了
将来に向かっての評価-ヘッジ手段	✓	終了
IAS第39号の遡及的な有効性テスト	✓	終了
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクリング	なし	なし
リスク構成要素	✓	終了

フェーズ2の救済措置		
ヘッジ指定の更新—ヘッジ手段	なし	✓
ヘッジ指定の更新—ヘッジ対象	なし	なし
ヘッジ指定の更新—ヘッジされるリスク	なし	✓
IAS第39号のヘッジ指定の更新—有効性テストの方法	なし	開示なし
IAS39の有効性テストのために累積的公正価値をゼロに再設定	なし	✓
リスク構成単位—24カ月の合理的な予想	なし	✓

2020年12月31日までの1年間の救済措置の影響

2020年12月31日時点の追加的な事実

2020年12月31日現在、IBOR改革の結果としてヘッジ手段（金利スワップ）は修正されていません。2020年中に、米ドルLIBORをSOFR（米国における米ドルLIBORの代替指標金利）に置き換えるメカニズムが明らかになりました。その結果、2020年12月31日時点では、代替金利がどのように決定されるかを予想し、変更時に市場参加者が必要になる可能性の高い一定範囲の追加的なスプレッドを見積もることが可能です。例示目的のために、金利スワップの修正が予想される時期を2021年6月と仮定しています。実務上はこの日付を決定することは困難であり、判断が要求されます。

2020年12月31日に、企業Aは、フェーズ1の救済措置がヘッジ関係に与える影響を次のように評価しています。

ステップ1: 個別に識別可能かつ信頼性をもって測定可能な要件の検討

企業Aは、フェーズ1の修正によって提供された「リスク要素」の救済措置を適用し、個別に識別可能な(SI)要件が満たされるかどうかを再評価することは要求されません。米ドルLIBORのリスク要素は、信頼性をもって測定可能であると評価されています。

ステップ2: 将来に向かってのテスト

企業Aは、シナリオ分析を用いて、ヘッジ関係の将来に向かっての有効性を検討します。企業Aは、ヘッジ手段とヘッジされるリスクに関して「将来に向かってのテスト」の救済措置を適用し、ヘッジ対象とヘッジ手段のリスク要素は、ヘッジ関係の全期間（すなわち2025年まで）にわたり引き続き米ドルLIBORに基づくと仮定します。いずれのシナリオにおいても、主要な条件は引き続き一致しているため、ヘッジ関係は将来に向かって、依然として非常に高い有効性を維持しています。同様の理由により、企業AがIAS第39号ではなくIFRS第9号を適用した場合には、スワップとヘッジされた社債との間に経済的関係が引き続き存在することになります。

ステップ3: デリバティブの公正価値の変動の計算

ヘッジ手段（すなわちスワップ）の公正価値(FV)は、IFRS第13号「公正価値測定」に基づき、市場参加者の仮定を用いて決定されます。この仮定には、2021年6月にデリバティブの参照金利がSOFRに移行すると仮定し、市場参加者がその結果のスプレッド調整やこれらに伴う不確実性、ならびにまだ最終化されていないIBOR改革のその他の側面などを織り込んだIBOR改革の影響が含まれます。

ステップ4: ヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動の計算(ベースス・アジャストメント)

ヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動は、IFRS第13号に基づき決定されます。これには、市場参加者がヘッジ対象の価格を決定する際に、そのような公正価値の変動について織り込むであろうIBOR改革の影響が含まれます。

ステップ5: 遡及的な有効性テスト(IAS第39号のみ)

企業Aは、デリバティブの公正価値の累積的変動(ステップ3で測定)と公正価値のベースス・アジャストメントの累積変動(ステップ4で測定)を比較し、累積ドル・オフセット・テストを実施することによってヘッジ関係の遡及的な有効性を計算します。ステップ3とステップ4で述べたように、異なる評価を検討することによってヘッジ非有効部分が生じる可能性があります。しかし、たとえ企業Aが、ヘッジ関係は遡及的に有効性が非常に高くないと判断した場合であっても、すなわち、IBOR改革による影響またはIBOR改革とその他の要因(金利スワップの信用リスクの増

大など)によって、ヘッジの実際の結果が要求される80-125%の有効性の範囲に含まれないと判断した場合でも、企業Aは、「IAS第39号の遡及的な有効性テストの例外事項」のフェーズ1の救済措置を適用して、ヘッジ関係を継続できます。これは、IBOR改革に関連する不確実性は残されており、その他のすべてのヘッジ会計要件は満たされているためです。

ステップ6: 会計仕訳の計上

企業Aは、ステップ4で計算したように、公正価値のベースス・アジャストメントを債務の帳簿価額の修正として計上し、純損益を通じて反対仕訳を行います。ステップ3で測定したデリバティブの公正価値の変動は、損益計算書の同じ勘定科目に計上されます。純額の結果は、ヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分を表します。

2021年12月31日に終了する事業年度に対する救済措置の影響

2021年12月31日に終了する事業年度の追加的な事実

2021年6月30日にヘッジ手段(スワップ)の条件は、2021年7月1日から適用され、スワップのペイ・レグが6ヶ月物の米ドルLIBORからSOFR+0.75%に変更されるように修正されます。企業Aは、修正された条件が従前の条件と経済的に同等であると評価します。ヘッジ手段に他の変更は行われておらず、ヘッジ対象(負債)は変わりません。

企業Aは、ヘッジ手段に行われた変更を評価し、会計上、当該金融商品の認識を中止しないと決定しています。

フェーズ2の救済措置の影響

主要な原則

フェーズ1の救済措置は、IBOR改革によって生じた不確実性に関連する条件がもはや存在しない場合、将来に向かっての適用を中止します。ヘッジ指定および関連する会計処理に対する変更は、ヘッジ手段、ヘッジ対象またはヘッジされるリスクの関連する変更の適用日時点で行わなければなりません。しかし、ヘッジ文書の更新を認めるフェーズ2の救済措置は、作成者がヘッジ文書の多くの部分を一度に更新する運用上の潜在的な負担の軽減を助けるため、これらの変更をヘッジ文書に反映させるための追加的な時間(すなわち、関連する報告期間の末日まで)を与えています。したがって、不確実性が取り除かれた時点で行われる指定の修正と、報告期間の末日までに行われなければならない文書の更新との間には、重要な差異があります。

変動を考慮し適用すべき順序は、下記のとおりです。

1. 有効性テストは、期中報告期間中であっても、当初のIBORベースの金融商品を用いたヘッジ手段、ヘッジ対象またはヘッジされるリスクについて、変更の発効日(すなわち、不確実性が取り除かれた日)までの期間中に実施される。
2. 適用されるフェーズ1の救済措置は、この期間に適用される(例えば、遡及的な有効性テストの例外事項)。
3. 当該期間のヘッジ非有効部分が計上される。
4. 不確実性が取り除かれた日に、IBOR改革によって要求された変更を反映するため、ヘッジ指定が修正される。(IAS第39号第102P項、IFRS第9号第6.9.1項)
5. これが、公正価値ヘッジにおいてヘッジされるリスクの変更である場合、その後の期間における新しいリスクに関する公正価値の変動の測定は、当初のヘッジ文書に記載されているものと整合するアプローチを用いて行わなければならない。
6. すべての有効性テストおよび会計処理は、変更日から更新された指定を用いて将来に向かって適用される。
7. ヘッジ文書は、不確実性が除去された報告期間の末日までに上記の変更を反映するよう、正式に更新されなければならない。(IAS第39号第102S項およびBC304項、IFRS第9号第6.9.4項およびBC6.612項)
8. ヘッジ指定の最終的な変更である場合(すなわち、すべての不確実性がヘッジ関係から取り除かれた場合)、遡及的な有効性テストの目的でのみ(企業がこの救済措置の適用を選択した場合に限り)、ヘッジ対象とヘッジ手段の累積的な公正価値の変動をゼロに再設定する。

これらの原則は、以下のように説明されます。

企業Aは、「リスク要素-24カ月の合理的な期待」のフェーズ2の救済措置を検討します。企業Aは、SOFRのリスク

要素が2023年5月末(すなわち24カ月以内)までに独立して識別可能(SI)の要件を満たすという合理的な期待を有し、SOFRのリスク要素を信頼性をもって測定可能であると評価します。このこと、およびヘッジ手段がSOFRを参照するように修正されたという事実により、企業Aは、2021年7月1日に米ドル LIBORでなくSOFRを参照するように、ヘッジされるリスクの記述を変更します(FAQ 5.3.1—金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時(和訳はこちら)を参照)。

フェーズ2の修正では、フェーズ1の救済措置が適用を終了した時点で、IBORの改革で要求される変更を反映して、当該関係に関する正式なヘッジ指定を修正することが求められています。ヘッジ文書は、該当する救済が適用されなくなった報告期間末までの変更を反映するように修正しなければなりません。

したがって、(1)ヘッジ手段とヘッジされるリスクに関する将来の評価に関するフェーズ1の救済措置が、2021年7月1日より将来に向かって適用を終了することを踏まえ(ステップ2を参照)、(2)企業Aは、2023年5月末までにSOFRのリスク要素が独立して識別可能の要件を満たすという合理的な期待を有している、および(3)SOFRのリスク要素が信頼性をもって測定可能であると評価されていることを考慮すると、ヘッジ文書は、2021年12月31日までのヘッジ手段とヘッジされるリスクに関する記述を修正するように更新することが要求されます。

任意のフェーズ2の措置

「IAS第39号の遡及的な有効性テストの例外規定」の救済措置の適用(この場合、2021年7月1日から将来に向かって)が終了した場合、企業Aは、(損益計算書におけるヘッジ非有効部分の計上ではなく)遡及的な有効性テストの目的においてのみ、ヘッジ手段の公正価値の累積的変動およびヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の累積的変動をゼロに(各ヘッジに基づき)再設定するオプションを有しています。企業Aは、このヘッジ関係のために公正価値の累積的変動をゼロに再設定する選択を行います。

ヘッジ指定の変更(太字は過年度からの変更)後、2021年7月1日より有効となるヘッジ関係の概要

ヘッジされるリスク	SOFRの金利変動に起因する米ドル建て債務(2015年発行)の公正価値の変動
ヘッジ対象	2015年10月1日に発行された10年物3%固定利付債10,000米ドル
ヘッジ手段	SOFR+0.75%利払、3%利受の10年物金利スワップ10,000米ドル
将来に向かっての有効性テストの方法論	ドル・オフセット・テストを用いたシナリオ分析
遡及的なテスト方法	遡及的なテスト目的においてのみ、2021年7月1日に公正価値の累積的変動をゼロに再設定した累積的ドル・オフセット・テスト

ステップ1: 独立して識別可能で信頼性をもって測定可能な要件の検討

フェーズ1の「リスク要素」の救済措置は、ヘッジされるリスクにIBOR改革によって要求される変更を反映させるための変更が行なうために、2021年7月1日から将来に向かって適用を終了します。したがって、2021年6月30日までの期間について、企業Aは引き続きフェーズ1の「リスク要素」の救済措置を適用し、契約に明示されていないリスク要素として、米ドルLIBORが独立して識別可能な要件を満たしているかどうかを再評価する必要はありません。企業Aは、米ドルLIBORが信頼性をもって測定可能であると評価します。

しかし、企業Aは、SOFRに関し、2021年7月1日に、新たに文書化され、契約に明示されていないリスク要素として、独立して識別可能の要件を将来に向かって考慮しなければなりません。企業Aは、この場合、SOFRが2021年7月1日から24カ月以内に独立して識別可能なリスク要素となるという合理的な期待を実証する必要があります。企業Aは、適切な分析を通してこれを証明します(この設例には含まれていません)。

固定利付債の金融商品のSOFRのリスク要素は、2021年7月1日以降、信頼性をもって測定可能と評価されています。

ステップ2: 将来に向かってのテスト

ヘッジされるリスクおよびヘッジ手段に関する将来に向かっての評価の救済措置は、IBOR改革から生じる不確実性が存在しなくなり、ヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期および金額に対して将来に向かって

適用されなくなるため、2021年7月1日より適用を終了しています。

企業Aは、シナリオ分析を用いて、ヘッジ関係の将来に向かっての有効性を検討します。企業Aは、SOFRIに基づくヘッジされるリスクに関するヘッジ対象の公正価値の変動を、2021年7月1日時点のヘッジ手段の新たなSOFRIに基づくキャッシュ・フローと比較し、2021年7月1日以降の将来に向かっての期間についてテストを満たしていることを証明します。また、企業Aは、2021年12月31日にテストを実施し、2022年1月1日以降の将来に向かっての期間の検討を行います。ヘッジ対象とヘッジ手段の主要な条件は、現在、SOFRIに関連して定義されているものの、引き続き一致するため、すべてのシナリオのもとでヘッジ関係は将来に向かって非常に高い有効性があります。企業Aは、当該関係は2021年7月1日および2022年1月1日の両日において、将来に向かって非常に高い有効性を有していることを証明します。

ステップ3: デリバティブの公正価値の変動の計算

当初の米ドルLIBORに基づくスワップの公正価値は、2021年1月1日から2021年6月30日までの期間についての遡及的な有効性を測定する目的のために、2021年6月30日(条件変更前)にIFRS第13号に基づき測定されます。修正されたSOFRIに基づくデリバティブの公正価値は、条件変更直後にIFRS第13号に基づき測定され、その後、2021年12月31日に測定されます。遡及的な有効性テストの目的上、2021年7月1日現在の公正価値の累積的変動のゼロへの再設定については、下記のステップ5をご参照ください。

ステップ4: ヘッジされるリスクに対するヘッジ対象の公正価値の変動の計算(公正価値のベース・アジャストメント)

2021年6月30日までの期間について、ヘッジされるリスクは引き続き、米ドルLIBORの変更による公正価値の変動と定義されます。このため、米ドルLIBORに係るヘッジ対象の公正価値の変動は、2021年6月30日時点の市場参加者の仮定を用いて、IFRS第13号に基づいて測定されます。この公正価値は、2021年1月1日から2021年6月30日までの期間について遡及的な有効性のテストを行います(ステップ5)。

ヘッジ関係に指定されたヘッジ対象のリスクは、2021年7月1日に将来に向かって変更されるため、ヘッジ対象の公正価値は、2021年7月1日以降はSOFRIに基づくリスクに関して測定されます。この測定は、当初のヘッジ文書に文書化されているものと整合的なアプローチを用いて行わなければなりません。さらなるガイダンスについては、[FAQ 5.4.2—ヘッジ手段とヘッジされるリスクを同時に修正して公正価値ヘッジ関係に新しい指標金利を反映する場合、利得または損失を直ちに純損益に認識するか](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

ステップ5: 遡及テスト(IAS第39号のみ)

「IAS第39号の遡及的な有効性テストの例外規定」のフェーズ1の救済措置は、2021年6月30日までの期間に引き続き適用されますが、ヘッジされるリスクおよびヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期および金額に関してIBOR改革から生じる不確実性がもはや存在しないため、2021年7月1日から将来に向かって適用を終了します。

2021年6月30日までの期間において、企業Aは、デリバティブの公正価値の累積的変動とヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の累積的変動を比較します(すなわち、米ドルLIBORに関するベース・アジャストメント)。しかし、遡及的な有効性の救済措置がこの期間にも引き続き適用されることを前提とすると、このテストが80-125%の要求事項を満たさない場合であっても、他のすべての要件が満たされていればヘッジ会計が継続されます。この場合、この遡及的な有効性テストは、学術的なものになると考えられます。

SOFRIに基づくリスクおよび新たなSOFRIに基づくデリバティブに関するベース・アジャストメントの再測定直後に、企業Aが選択した場合、遡及的な有効性の評価の目的においてのみ、ヘッジ対象およびヘッジ手段の累積的公正価値をゼロに再設定します。企業Aは、2021年7月1日から2021年12月31日までの期間について、企業Aは、ゼロへの再設定後、修正したデリバティブとSOFRIに関するヘッジ対象の、2021年7月1日以降の公正価値の累積的変動を比較する、遡及的な有効性テストを実施します。80-125%の要求事項は、当該期間およびそれ以降の期間に適用されます。

ステップ6: 会計仕訳の計上

ヘッジ会計基準がすべて満たされると仮定した場合、企業Aは、第4ステップで計算したように、2021年6月30日までの米ドルLIBOR、2021年7月1日以降のSOFRIに関して、2021年12月31日現在の公正価値に基づく修正を社債の帳簿価額に計上し、純損益を通じて反対仕訳を行います。また、企業Aは、2021年12月31日に、ステップ3で測定したデリバティブの公正価値の変動を損益計算書の同じ勘定科目に計上します。純額の結果は、ヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分を表します。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In depth

当該和訳は、英文を翻訳したものです。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。